

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

役場から国民年金の未納のことで連絡があり、夫が役場に行って説明を受けた後、役場に来ていた社会保険事務所の人に私が保険料を納めたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納にしていた申立期間の国民年金保険料を、申立人の夫と一緒にまとめて納付したと主張しているところ、A村保管の被保険者名簿によると、申立人の昭和42年3月から43年3月までの期間及び申立人の夫の42年4月から43年3月までの期間の保険料は、50年12月に特例納付されていることが確認できる。

また、申立人が納付したとする金額は、申立人及び申立人の夫の記録上特例納付されている保険料と、申立期間及び申立人の夫の未納期間の保険料とを合わせた金額とほぼ一致しており、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、納付した時期は、申立人の夫が大けがをしたとする昭和52年あるいは53年より前であったとしており、まとめて納付したのは1回だけであったと述べていることから、申立人が納付した時期は、記録上申立人が特例納付を行ったことが確認できる50年12月であったと推認される。

加えて、申立人と申立人の夫には特例納付の記録が有るにもかかわらず、特殊台帳が存在せず、社会保険庁の記録管理に不備があったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和12年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和31年4月2日から同年7月26日まで

私は、昭和31年4月2日にA社C支店に入社した。連絡が取れた同期は、私以外全員申立期間において厚生年金の被保険者記録があるので、私が申立期間において厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった在職証明書、人事記録票及び同僚の証言により、申立人が申立期間にA社C支店に勤務していたことが認められる。

また、B社は、採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるような慣行は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したと推認されると回答しているほか、同社において昭和31年4月2日に発令を受けた11名について、発令と厚生年金保険の資格取得の状況をみたところ、同年4月2日に当該事業所に配属されたことが確認できる申立人を含む2名以外は、すべて同年4月に厚生年金保険に加入している。

さらに、申立期間を含む昭和30年から32年までの3年間に当該事業所で資格取得した9名について発令と厚生年金保険の資格取得の状況をみたところ、31年4月2日に配属された申立人を含む2名を除き、すべて発令年月日に厚生年金保険に加入していることが確認できることなどから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年7月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、雇用

保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日がともに昭和31年7月26日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B工場における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和40年5月31日にA社B工場で資格喪失、同年6月1日に同社D工場で資格取得したと記録されており、同年5月は厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、平成12年に当該事業所を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC社が保管している人事台帳の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年6月1日に同社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年10月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C支店）における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

年金記録を確認したところ、平成9年3月31日にA社B支店で資格喪失、同年4月1日にA社D支店（現在は、A社E支店）で資格取得したと記録されており、同年3月は厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、当該事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、雇用保険の記録及びA社C支店が保管している平成9年4月1日付人事通達により、申立人がA社に継続して勤務し（平成9年4月1日に同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年10月の社会保険事務所の記録及び9年3月、同年4月の給与明細書から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては当時の保険料納付を確認できる資料が保存されていないため不明としているが、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が平成9年3月31日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る9年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和46年5月21日）及び資格取得日（昭和46年6月28日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、D社）における資格取得日に係る記録を昭和47年1月15日に、資格喪失日に係る記録を48年7月26日とし、申立期間②の標準報酬月額を47年1月から同年9月までは3万円、同年10月から48年6月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月21日から同年6月28日まで
申 立 期 間 : ② 昭和47年1月15日から48年7月26日まで

私は、昭和45年4月1日から53年3月31日までの期間、休職することなくずっと申立事業所に勤務していた。

在職証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された在職証明書及び同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、D社は、申立人が申立期間にA社に勤務しており、厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、健康保険組合及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が、昭和46年5月21日、資格取得日が同年6月28日となっており、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主が同年5月21日を資格喪失日として届け、また、同年6月28日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②については、申立人から提出された在職証明書により、申立人が申立期間にC社に勤務していたことが認められる。

また、D社は、申立期間にC社に勤務（昭和47年1月15日にA社からC社に異動し、48年7月26日にC社からA社異動）しており、厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和47年1月から同年9月までは3万円、同年10月から48年6月までは4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、健康保険組合及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が昭和47年1月15日、資格取得日が48年7月26日となっており、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主が47年1月15日を資格喪失日として届け、また、48年7月26日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年1月から48年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手国民年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 51 年 4 月までの期間、平成 4 年 4 月から同年 10 月までの期間及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 51 年 4 月まで
② 平成 4 年 4 月から同年 10 月まで
③ 平成 4 年 12 月

昭和 40 年代は A 市役所の窓口又は集金で国民年金保険料を納付していた。また、平成 4 年分は銀行の引き落としにより納付していたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち申立期間①について、申立人は、当初、A 市役所の窓口で国民年金保険料を納付したとしていたが、その後、免除を受けていた、集金により納付していたなどと主張が変遷し、また、毎月納付したとする保険料についても「1 万円もいかない、何千円ぐらい」としているものの、同期間の保険料の大半は千円以下であるなど、納付したとする保険料と実際の保険料の間に相当の差異がみられる。

さらに、申立人が申立期間当時使用していたとする年金手帳の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 8 月に払い出されており、その際、20 歳にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることから、この時点で同期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間のうち申立期間②及び③について、申立人は銀行の口座振替により国民年金保険料を納付していたとしているが、A 市保管の国民年金保険料検認リストによれば、申立人の保険料については、昭和 63 年度から平成 6 年度まで口座振替がなされた形跡が無く、同市保管の国民年金の口座振替に係る資料によれば、申立人の国民年金保険料の口座振替が開始され

たのは平成7年4月からとなっている。

- 3 いずれの申立期間についても、申立人が、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から同年6月まで

昭和58年7月にA事業所において本採用となり、その後、B市役所からそれまでの国民年金保険料が納付されていないという通知が届き、親に相談した結果、父がさかのぼって保険料を納付した。父からは請求された保険料はすべて納付したと聞いており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が昭和58年9月ごろに未納とされていた国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、その時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立人の父が2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、C社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳によると、申立人に係る昭和57年度の保険料が現年度納付されたことが確認でき、申立人の主張と一致しない。

さらに、C社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳によると、当初、申立人に係る昭和57年度及び58年度の国民年金保険料が納付されており、その後、申立人が昭和58年7月1日に国民年金被保険者資格を喪失したため、同年10月11日に、同年7月から59年3月までの保険料について還付が発生したことが確認できる。当時、社会保険事務所では2年以内の期間に未納があった場合、還付する保険料については被保険者に還付するのではなく、他の未納期間に充当する取扱いを行っていた。したがって、申立人の保険料について還付が発生した58年10月時点で充当可能であった56年7月から57年3月までの期間には保険料が充当されたが、制度上、申立期間には充当さ

れず、結果的に未納期間のまま残ったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から4年10月まで

私は、昭和57年9月の退職時に会社退職後は役場で健康保険や年金の手続をするものだと教えられていたので、平成元年6月に退職した時も同じように手続した。申立期間中に勤めていた会社からは、社会保険に加入していないので加入するまでは自分で払うように言われていた。郵送された納付書を持って、毎月、銀行の窓口で納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当初、社会保険庁のオンライン記録には、A事業所での厚生年金保険被保険者資格取得年月日が昭和61年8月1日及び資格喪失年月日が平成元年6月26日、B事業所での厚生年金保険被保険者資格取得年月日が4年11月1日及び資格喪失年月日が10年4月21日と記載されていたことから、昭和61年8月から平成10年3月までが国民年金の未加入期間であった。

平成20年9月に、A事業所とB事業所の記録の間に本来国民年金に加入すべき期間があったことが判明し、申立期間である元年6月から4年10月までの資格期間が、社会保険庁のオンライン記録に追加処理されている。

また、C市保管の国民年金被保険者名簿の記録も、変更される前の社会保険庁のオンライン記録と一致しており、市町村から申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

さらに、申立人は、住所を移動したことが無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月、同年6月、3年3月及び11年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月及び同年6月
② 平成3年3月
③ 平成11年1月から同年9月まで

会社を辞めた都度、国民年金への加入手続を行い保険料を納めた。
未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた都度、国民年金への加入手続を行い保険料を納めたと主張している一方、申立期間①及び②については会社を辞めた後、国民年金への切替手続を行った記憶は無いとも述べており、申立内容に一貫性が無く合理的とは言い難い。

また、申立人は、申立期間③についてA市役所(現在は、B市役所)で国民年金の加入手続を行い納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、60歳に達した平成10年9月時点で老齢基礎年金の加入可能年数37年(444か月)を満たしており、既に満額の老齢基礎年金を受給できることになっていた。B市によると、「60歳以上の人が手続に来た場合は、当人の納付記録を確認の上、既に老齢基礎年金の満額受給資格を満たしている人には加入手続の必要が無いことを説明している。」としていることから、申立人が当時、A市役所の窓口で加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 49 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 47 年 1 月以降は夫婦二人で同じように国民年金保険料を納めたと記憶している。夫の分は納付済みであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 47 年 1 月以降は夫婦二人で同じように国民年金保険料を納めたと記憶しているとしているが、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和 49 年度の国民年金保険料について、申立人の夫の分は前納されているが、申立人の分は 51 年 4 月 13 日に過年度納付されており、夫婦で同じように納めたとする申立内容とは符合しない。

また、A 社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 11 月に払い出されており、その時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、B 社会保険事務所において 46 年 3 月から 49 年 3 月までの払出簿を確認したところ、申立人に対する手帳記号番号払出しの事実は確認できず、申立人は、結婚前は国民年金の加入手続をしたことがないとしているなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間に係る加入手続を行ったとしている申立人の夫は、C 市で加入手続を行った際、「ご主人の分は前から納付されたようになっています。奥様の方はこれから払ってもらいます。」と言われたとしているが、申立人の夫は、昭和 46 年 12 月に C 市で国民年金手帳記号番号が払い出され、同年 3 月までは未納となっていることから、C 市で加入手続をする際に前述のような説明があったとする供述は合理的でない。申立人の夫の昭和 49 年度

の保険料は前納されていることに対し、申立人の同年度の保険料は昭和 51 年 4 月に過年度納付されており、昭和 50 年度以降の保険料は申立人及び申立人の夫共に現年度納付されていることを踏まえると、申立人の夫が述べているやりとりは、申立人がD市に転居した、昭和 50 年 10 月以降に行われたものと推認される。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 26 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 40 年 5 月
③ 昭和 40 年 8 月 26 日から同年 12 月 31 日まで

私は、申立期間について、A社に勤務した。社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、無いとされた。給与明細書等の証拠書類はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①から③について、同社は当時の資料を廃棄したとしており、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管している申立期間を含む健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は、昭和 39 年 4 月 15 日資格取得、同年 9 月 26 日資格喪失し、40 年 6 月 1 日再度資格取得、同年 8 月 26 日資格喪失していることが確認でき、いずれの申立期間についても申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、申立人から名前が挙がった唯一の同僚は既に死亡しており、社会保険庁の記録により複数の同僚に照会したが、申立人の保険料控除に係る具体的な申立内容を裏付ける証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月31日から26年9月15日まで

私は、昭和23年8月31日から26年9月15日までの間の約2年半をA事業所、その後の数か月をB事業所に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ申立期間について記録が無い旨の回答をもらった。

保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間、勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者であったことは認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された勤務経歴書、両事業所を管轄するC事業所から提出された在職証明書及びA事業所に勤務した者の証言を総合すると、申立人は、昭和23年8月31日から25年12月15日まではA事業所に事務員として勤務していたことが推認できる。また、B事業所から提出された勤務経歴書及びC事業所から提出された在職証明書により、申立人は、25年12月16日から26年6月30日までB事業所に事務員として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についてA事業所及びB事業所に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、社会保険庁の記録によると、A事業所は昭和45年7月7日に、B事業所は平成11年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、両事業所とも申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 1 月から同年 6 月 26 日まで
(A社)
② 昭和 28 年 7 月 25 日から 29 年 7 月まで
(B社)
③ 昭和 29 年 8 月から 30 年 8 月 25 日まで
(C社)
④ 昭和 32 年 5 月 26 日から同年 11 月 30 日まで
(D社)

私は、申立期間①から④までについては、それぞれ申立事業所に勤務したが、厚生年金保険の加入記録について、申立期間②については記録が無く、申立期間①、③及び④については、勤務した期間より短い期間の加入記録であった。申立期間も間違い無く勤務していたので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、同社が平成 5 年 12 月 31 日に全喪していることから、元事業主に申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したが、当時の関係書類が保管されておらず、申立内容を確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和 28 年 6 月 27 日に厚生年金保険の資格取得をしており、申立人の記号番号は同日に資格取得した 7 人と連番で払い出されている上、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、申立人は当該事業所への入社の際について「当該事業所に勤務

していた先輩に誘われたため」と供述しているところ、同氏も申立人と同日に厚生年金保険の資格取得をしていることが確認できる。

B社（現在は、E社）に係る申立期間②については、事業主の証言と申立人の供述が一致することから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認されるが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について同社に照会したところ、当時の関係書類が保管されておらず、申立内容を確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所は昭和32年1月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。

C社に係る申立期間③については、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について同社に照会したが、当時の関係書類が保管されておらず、申立内容を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和30年8月25日、資格喪失日は31年5月28日と記録されているほか、申立期間において、申立人の記録は無い。

さらに、当該事業所に勤務し、申立人を記憶している元同僚は、「私は、入社から20か月後に厚生年金保険の資格取得をしているが、当時は、一般的な取扱いであったと思う。」と証言している。

D社に係る申立期間④については、申立人は同僚について記憶しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について同社に照会したが、当時の関係書類が保管されていないため、申立内容を確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和31年12月1日、資格喪失日は32年5月26日と記録されているほか、申立期間において、申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月から20年6月10日まで

私は国民学校高等科卒業後の昭和18年8月から20年8月までA事業所に勤務したが、申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いとされた。間違い無く勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は昭和23年8月31日に全喪しており、事業主も所在が不明のため申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立人が一緒に勤務したとする同僚は既に死亡しており、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚についても所在を確認できず、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 39 年 2 月 27 日から同年 12 月まで

私は、昭和 38 年 1 月から 39 年 12 月までの期間のうち、約 1 年間 A 社に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険に昭和 39 年 1 月しか加入していないというのは納得いかないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の供述から、申立人は当該期間に A 社とは別の事業所に勤務していたものと推認される。

申立期間②については、当時の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける証言を得ることができなかった。

また、当該事業所は昭和 49 年 10 月 1 日に解散している上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態や申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は昭和 39 年 1 月 1 日、資格喪失日は同年 2 月 27 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、当該事業所は昭和 39 年 8 月 1 日に全喪しており、申立期間のうち同年 8 月 1 日から同年 12 月までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年から 47 年まで
② 昭和 52 年ごろ

私は、申立期間①にA社に勤務し、申立期間②にB社に勤務していた。社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①について、申立人が名前を挙げた複数の同僚は既に死亡しているものの、同社総務担当社員は当該同僚が同社に勤務していたと証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち昭和 39 年から 45 年 3 月 31 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、当該事業所は「当時、日雇労働者を厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、同社に勤務した者からも申立内容を裏付ける証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間について申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

B社に係る申立期間②について、雇用保険の加入記録により昭和 52 年 1 月 8 日から同年 4 月 19 日まで申立人が同社に勤務していたことは確認できるが、同社に勤務した者からは、申立内容を確認できる関連資料、証言を得ることができなかった。

また、当該事業所は「当時、日雇労働者を厚生年金保険の被保険者として

加入させていなかった。」と証言しているほか、申立内容を裏付ける関連資料、周辺事情を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間について申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
私は、平成 9 年 4 月 1 日から 14 年 3 月 31 日までの期間、A 社に在籍していた。しかし、年金記録特別便を見ると同年 3 月 30 日が資格喪失日となっており、同年 3 月分の厚生年金保険料は納付されていないことになっていた。A 社が発行した辞令書を提出するので、資格喪失日が同年 4 月 1 日であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している賃金台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認でき、申立人も「平成14年3月分の保険料は控除されていない。」と供述している。

また、申立人が提出した辞令書には、「任期は平成 14 年 3 月 31 日までとする。」と記載されているところ、当該事業所は、同年 3 月 30 日は土曜日及び翌 31 日は日曜日に当たり勤務を要しないので、同年 3 月 29 日を退職日とし、翌日の同年 3 月 30 日付けの資格喪失届を社会保険事務所に提出したと回答しており、社会保険事務所の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。